

広島県情報公開・個人情報保護審査会（諮問（情）第 265 号）

第 1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった行政文書について不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成 19 年 2 月 25 日、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号）第 6 条の規定により、実施機関に対し、広島県総務部秘書広報局行政情報室（以下「行政情報室」という。）の職員（非常勤職員を含む。）が、昼休みの時間帯に執務室にある公用パソコンでフリーセルというゲームをして遊んでいたという行為（以下「本件行為」という。）を、管理者である行政情報室長等が放任している経緯やその理由並びに注意処分などを行った経緯及び理由などを記録している文書（以下「本件請求文書」という。）の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求文書について、作成又は取得していないため、不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 19 年 3 月 5 日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成 19 年 3 月 18 日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号。平成 26 年法律第 68 号による改正前のもの。）第 6 条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、本件請求文書を開示するよう求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 平成 19 年 2 月 12 日付け異議申立書においても明示したように、広島県職員が公用パソコンでゲームをして遊んでいる。広島県庁の行政情報コーナーからよく見える位置に席がある「広聴グループの〇〇」が当該行為を行っているのは明白である。
- (2) 本件処分は、管理者である行政情報室長が部下職員の当該行為を放任している経緯やその理由、あるいは注意処分などを行った経緯やその理由などを記録している文書を隠匿した不当な処分であり、当該行政情報室長の行政手法に対して厳重に抗議する。

- (3) 平成19年2月12日付け異議申立書を無視し、絶大な裁量権を濫用する広島県の行政手法について重ねて抗議する。
- (4) 実施機関は、事実をうやむやにしようと画策している。
- (5) 異議申立人から当該主張の根拠となるものが示されていないとは何事か。県職員という立場にありながら、真実を隠匿しようと組織が一体となつての振る舞い、挙句の果てには直ちに人事上の措置を講じなければならない行為に該当せずとまで墮落した思考の程度は嘆かわしいばかりである。
- (6) 行政情報室長は、私からの指摘を受けて、行政情報コーナーから執務室内が見えないように、ドアのガラスに目隠し用のカーテンを新たに設置した。この行為こそが、指摘された職員の行為があつたことそのものを隠匿しようと画策するものであり、かつ、年月の経過により職員の行為が風化することも期待した不当なものである。
- (7) 県職員の行為は、平成〇年〇月〇日〇曜日〇時〇分に携帯電話のカメラで撮影し、当日は、〇時〇分に行政情報室の職員と面接し、自己情報開示請求書を提出していることを補足説明する。
- (8) 勤務時間外に公用パソコンで遊ぶことが不適切であることは常識であり、当該行為を起因とした本件請求文書が存在することも当然である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件行為については、各所属長がどのように対応するかを具体的に定めた規定は存在しないし、こうした行為の記録について文書を作成することを義務付けた規定も存在しない。
県民から職員に対する苦情があつた場合、一般的には事実を確認し、必要があれば、当該所属長等により適切な措置が講じられることになるが、こうした苦情及び対応について、すべての事案について、文書を作成しているものではない。
- (2) 本件行為が実際にあつたかどうかは、異議申立人から当該主張の根拠となるものが示されていないし、当機関に、このことに係る文書が存在していないため明確ではないが、仮に行われていたとしても、勤務時間外に公用パソコンに付属しているソフトウェアを使用する行為は、直ちに人事上の措置を講じなければならない行為に該当せず、将来にわたって記録に留めておく必要性もないものであり、本件行為に関して、注意等の対応の記録を逐一文書に残す必要性は認められない。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求は、本件行為について、管理者である行政情報室長等が放任している経緯及び理由並びに注意処分などを行った経緯及び理由などを記録している文書を求めるものであり、実施機関は、本件請求文書を作成又は取得していないため不存在を理由とする本件処分を行った。これに対し、異議申立人は、本件行為が行われていること

は明白であること、また、本件行為が不適切であることは常識であり、本件請求文書が存在することも当然である旨主張することから、以下、その存否について検討する。

2 本件処分の妥当性について

本件行為は、公用パソコンの利用に関するものであるため、実施機関に対して、公用パソコンの利用に関する内部規程について確認したところ、「広島県情報セキュリティポリシー」が定められており、当審査会においてその内容を確認したところ、職員が行ってはならない行為として、業務遂行の妨げとなる情報資産の利用及び私的利用等が規定され、情報資産とは、情報及び情報を管理する仕組みをいい、実施機関の職員が利用する公用パソコンも含むとのことであった。

また、情報セキュリティに関する違反への対応について、「情報セキュリティの保持に関して、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 29 条に規定する懲戒事由に該当すると認められる行為を行った職員については、その内容、程度に応じて、懲戒処分等の人事管理上必要な措置を講じる。」と規定されていた。

そうすると、仮に本件行為が実際に行われていたとすれば、本件行為は、広島県情報セキュリティポリシーにおいて行ってはならないと定められている行為に該当し、懲戒処分等の人事管理上必要な措置を講じるかどうかを検討されることとなる。

一般的に、実施機関において職員を監督する立場にある職員が、その管理下にある職員による広島県情報セキュリティポリシーに違反する行為について外部から指摘を受けた場合、その指摘内容あるいは当該行為の態様に依りて、当該行為に関し事実関係の調査等を行うかどうか、当該職員に対して注意等を行うかどうか、当該行為が人事管理上必要な措置を講じる必要がある行為であるかどうか、そしてこれらに関して文書を作成するかどうかについては、当該職員を監督する立場にある職員が判断すべきものである。

以上のことから、上記第 4（2）のとおり、実施機関において本件行為は直ちに人事上の措置を講じなければならない行為に該当しないなどと判断していることからすれば、実施機関が、本件請求の対象となる文書を作成又は取得していないことも不自然又は不合理とはいえないため、これを不存在として本件処分を行ったことは妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

第 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
19. 4. 27	・ 諮問を受けた。
20. 2. 27	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
20. 9. 2	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
20. 9. 8	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
22. 5. 12	・ 異議申立人から意見書を収受した。
30. 3. 23 (平成 29 年度第 12 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。
30. 4. 20 (平成 30 年度第 1 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（50音順）

【第2部会】

兒 玉 浩 生	弁 護 士
日 山 恵 美	広島大学大学院教授
山 田 健 吾 （ 部 会 長 ）	広島修道大学教授